

# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

## 今月の事故



剪定作業では必ず保護帽(ヘルメット)を被ってくださいね。約束は絶対守ってね

### 1. 事故の概要(就業中)(重篤事故)

2023年7月、午前、自転車駐車場内にて、自転車の整理等にて巡回中に躓き、顔面から転倒した。すぐに他の就業会員が救急車を呼び、搬送され首頸椎損傷と診断。身体を動かすことができなくなり入院となり、5ヶ月と20日後に死亡した。

### 2. 事故の原因

慣れによる自転車駐車場内の段差等への周囲状況の確認不足

### 3. 事故後のセンターの対応及び再発防止策

センター】

【事故後の対応】 理事会における事故状況報告

【再発防止策】 自転車駐車場リーダー会議における事故報告及び注意喚起

全会員への安全適正就業委員会だよりの配布による事故報告及び注意喚起  
役職員等による安全就業への声掛け

【連合本部】

【再発防止策及びセンターへの指導】

県下全センターに「安全就業ニュース」にて当該事故発生の連絡と転倒防止の注意喚起を行います。

### 4. 全シ協から

高齢者の転倒は、骨折、頭部外傷など、介護が必要となる原因の4番目です。認知症、脳血管疾患、高齢による衰弱に次ぐ要因で、事故では、最も大きな原因です。高齢者が転落・転倒しやすい要因としては、体や感覚の衰えといった「身体的な要因」と、環境にかかわる「環境的な要因」の2つがあります。

「身体的な要因」として挙げられるのは、加齢に伴う筋力の衰え、老眼や白内障などの視力の低下、周囲の生活状況が把握しづらくなるといったことです。また、姿勢を保持する平衡感覚などの低下によってわずかな段差などでもつまずきやすくなるほか、歩行速度が落ちて歩幅が狭くなり、転倒・転落につながりやすくなります。さらに、薬の副作用によるふらつきやめまいなどで転倒・転落することも少なくありません。

一方、「環境的な要因」としては、「段差がある場所」「片付いていない場所」「暗い場所」「濡れている場所」などが多いとリスクが高まります。「仕事を急ごう」とすると、心理的な焦りから、より転びやすくなります。

就業中、就業途上に関わらず、「環境整備」「体調の把握」「体力維持の運動」といった対策をとることで事故はかなり防げますので実行するようにしてください。

# 令和6年1月（令和5年度）事故速報

## (1) 重篤事故

1月は、6件の重篤事故の報告がありました。

1月までの累計で比較してみると、令和4年度の22件と比して令和5年度は28件と6件の増加となっています。

また、就業者・就業途上別にみると、就業者では令和4年度の16件と比較して2件の増加となっており、就業途上については、令和4年度の6件と比較して4件の増加となっています。

### 1月報告分までの累計

令和5年度累計	就業中・就業途上	件数	内訳				令和4年度同月累計					
			事故の程度		性別		計	事故の程度		性別		
			死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性	
就業中	18(3)	13(2)	5(1)	16(3)	1(0)	就業中	16	13	3	13	3	
就業途上	10(3)	6(3)	4(0)	5(2)	6(1)	就業途上	6	2	4	4	2	
計	28(6)	19(5)	9(1)	21(5)	7(1)	計	22	15	7	17	5	

( )は、当月分報告分

### 1月報告分内容

No.	性別等	仕事内容等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
23	男 76歳	就業者 (死亡)	発注者宅に他の会員が乗ってきた車を駐車する際、車両後方で被害会員が誘導していたところ、運転していた会員が運転操作を誤ってしまい、敷地内フェンスと車両との間に被害会員が挟まれてしまった。	—	—	—
24	女 72歳	途上 (死亡)	自転車で走行中、信号のない交差点で左折してきた車と接触し巻き込まれ死亡した。	×	—	自転車
25	男 82歳	就業者 (死亡)	自転車駐車場内において自転車整理をする際、躓き顔面から転倒し首頸椎損傷。	—	—	—
26	男 69歳	途上 (死亡)	オートバイで農作業の就業先に向かう途中、信号のある交差点で町道から県道に直進していた際、左側から走行してきた乗用車と衝突し転倒し打撲、首、鎖骨の粉碎など。	○	—	バイク

No.	性別等	仕事内容等	事故の状況	安全 帽	安全 帯	交通 手段
27	男 80 歳	就業中 (入院)	公園内の法面の草刈作業中に2mの高さから転落し頸髄損傷。	×	—	—
28	男 81 歳	途上 (死亡)	就業先から自転車で帰宅する際、トラックと接触する交通事故にあう。	×	—	自転車

## (2) 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

1月は、就業中の事故16件、就業途上の事故7件と、合計23件であり、昨年度同月29件と比して6件の減少となっています。また、男女別では、男性は20件で4件の減少、女性は3件で10件の減少となっています。

1月までの累計で比較してみると、昨年度の200件と比して、本年度は236件と36件の増加となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は181件で31件の増加となっており、就業途上は55件で5件の増加となっています。男女別では、男性は42件の増加となっており、女性は6件の減少となっています。

### 令和5年度1月分

	仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)		
		1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	
就 業 中	植木・樹木の剪定等	4(9)	73(53)	4(9)	72(53)	0(0)	1(0)	76	75	
	除草作業	3(1)	31(26)	3(1)	28(23)	0(0)	3(3)	73	77	
	屋内・屋外清掃作業	1(3)	33(36)	1(0)	12(12)	0(3)	21(24)	72	76	
	その他	8(4)	44(35)	6(2)	35(25)	2(2)	9(10)	77	75	
	計	16(17)	181(150)	14(12)	147(113)	2(5)	34(37)	76	76	
就 業 途 上	交 通 手 段	徒歩	1(4)	17(17)	1(0)	8(2)	0(4)	9(15)	79	79
	自転車	6(7)	30(25)	5(4)	16(13)	1(3)	14(12)	80	78	
	バイク	0(1)	6(5)	0(0)	1(2)	0(1)	5(3)	—	81	
	自動車	0(0)	2(3)	0(0)	1(1)	0(0)	1(2)	—	79	
	計	7(12)	55(50)	6(4)	26(18)	1(8)	29(32)	80	79	
合 計		23(29)	236(200)	20(16)	173(131)	3(13)	63(69)	77	76	

( )は令和4年度同月の発生件数

※就業中のその他の事故の累計件数について男性・死亡報告が1件あったので重篤事故に計上し、その分を累計から差し引きました。

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、**事故の有無にかかわらず**毎月8日までに必ず提出願います(平成30年4月24日付 事務局長通達により通知済)。(※安全就業の手引(第六改訂)P109～P129掲載)

※ **シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。**

### (3) シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業1ヶ月以上）

11月は仕事の型別では、「その他の運搬・清掃・包装等の職業」5件、「商品販売の職業」2件、「家庭生活支援サービスの職業」「運搬の職業」1件で合計12件でした。前年同月の10件と比べ1件の減少となっています。

また、男女別では、男性は2件の増加となっており、女性も3件の減少となっています。なお、11月に死亡事故はありませんでした。

#### 令和5年度（11月分）

仕事の型（中分類）	中分類コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
		11月	累計	11月	累計	11月	累計	11月	累計
その他の技術者	11	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	73
その他の保険医療の職業	15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
社会福祉の専門的職業	16	0 (1)	3 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	2 (3)	—	65
その他の専門的職業	24	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
一般事務の職業	25	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	—	—
出荷・受付係事務員	27	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	—	73
営業・販売関連事務の職業	28	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	67
商品販売の職業	32	2 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	2 (0)	2 (0)	77	77
販売類の職業	33	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	—	79
営業の職業	34	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
家庭生活支援サービスの職業	35	1 (1)	5 (4)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	4 (4)	66	69
飲食物調理の職業	39	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	—	75
施設・ビル等の管理の職業	41	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	—	71
その他のサービスの職業	42	0 (0)	3 (4)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (4)	—	75
農業の職業	46	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	—	75
林業の職業	47	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造)	49	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造を除く)	50	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業 (機械組立)	51	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
金属材料製造、金属加工、金属 溶接・溶断の職業	52	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	—	77
製品製造・加工処理の職業	54	0 (1)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (2)	—	71
機械組立の職業	57	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	71
機械整備・修理の職業	60	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	75
生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
自動車運転の職業	66	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	—	70
採掘の職業	74	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	79
運搬の職業	75	1 (0)	3 (2)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (1)	72	72
清掃の業務	76	0 (1)	6 (12)	0 (1)	3 (7)	0 (0)	3 (5)	—	76
包装の職業	77	0 (1)	0 (4)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	—	—
その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	5 (3)	36 (31)	4 (1)	26 (19)	1 (2)	10 (12)	74	72
計	—	9 (10)	85 (78)	6 (4)	55 (37)	3 (6)	30 (41)	73	72

( ) は令和4年度同月の発生件数

令和2年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

(令和2年4月22日付 2全シ協発第12号により通知済)



# 安 全 リ シ ー



## 沖縄県における安全就業の取り組み

### 1. 連合事業の概要（令和4年度実績）

センター数 18 団体

会員数 5,712 人 (男性 3,901 人 女性 1,811 人)

受注件数 12,283 件 (請負・委任 12,085 件 派遣 198 件)

契約金額 2,631,377,455 円 (請負・委任 2,575,257,604 円 派遣 56,119,851 円)

就業実人員 4,074 人 (請負・委任 4,045 人 派遣 265 人)

就業率 71.30% (請負・委任 70.8 % 派遣 34.6 %)

就業延人員 423,699 人 (請負・委任 411,573 人 派遣 12,126 人)

### 2. 事故発生状況

(過去5年間の傷害・賠償事故件数)

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
傷害事故	事故件数	69	77	99	100	108
	(うち就業途上の事故件数)	2	2	3	7	2
	重篤事故	0	0	0	1	0
	1ヶ月以上6カ月未満の入院事故	0	0	3	0	3
損害賠償事故	事故件数	23	27	34	35	35
	(うち飛び石事故件数)	20	24	28	20	26

#### \* 傷害事故

令和4年度は猛暑の影響で熱中症が6件発生した。その他、転倒事故も14件発生し増加傾向にある。

#### \* 損害賠償事故

令和2年度以降、事故件数は横ばいで推移している。刈払機による損害が平均71%を占めている。

### 3. 令和5年度 安全・適正就業対策

#### ① 管理体制の確立

- ア 安全・適正就業推進委員会（2回）
- イ SC安全・適正担当者会議（2回）
- ウ パトロール指導員の配置（1名通年）
- エ SC安全・適正就業推進員の専任配置促進

#### ② 安全・適正就業意識の啓発

- ア 安全・適正就業強化月間の設定と推進
- イ 安全・適正就業推進大会の開催
- ウ SC別無事故継続記録の管理と提示

#### ③ 安全管理教育の実施

- ア 班長等に対する安全管理業務の理解促進
- イ 研修用教材DVDの貸し出し
- ウ 刈払機の安全利用・管理講習の講師派遣
- エ 連合主催の刈払機安全運転講習会の実施

#### ④ 会員の健康管理の推進

- ア 事業推進検討委員会で奨励及び連合巡回パトロール時に啓発。
- イ 「エイジフレンドリーガイドライン」への取組

#### ⑤ 熱中症への対策

- ア 会員への熱中症予防喚起
- イ 症状が出た時の対処方法の周知

#### ⑥ 安全就業の推進

- ア 安易な単独就業是正の徹底
- イ 危険予知活動の徹底と安全保護具使用の徹底
- ウ 刈払機の適正使用と防護ネット設置の徹底
- エ 脚立の適正使用及び就業現場の整理整頓の徹底
- オ 「作業中」表示板等による第三者への注意喚起
- カ 法面（斜面）における安全就業の推進
- キ 輪止め（タイヤ止め）使用の徹底と「高齢運転者等に係るガイドライン」の活用
- ク 就業現場巡回による安全措置及び感染防止措置の点検確認と会員の体調確認の徹底
- ケ 事故要因の分析と防止策の推進
- コ ヒヤリ・ハット活動の推進
- サ 「安全就業基準不履行等会員に対す措置」の推進

#### ⑦ 適正就業の推進

- ア 「適正な運営のための受注基準」及び「適正就業ガイドライン」の徹底
- イ 「適正な受託と就業のための自主点検表」の徹底
- ウ 適正な請負委任契約書・業務仕様書等の作成
- エ 発注者等からの指揮命令の排除
- オ 発注者従業員との混在就業の排除



安全・適正就業推進委員会の様子



安全・適正就業推進大会の様子  
50名参加  
安全・適正就業状況報告  
基調講演



## ⑧ その他

ア 拠点SCの安全・適正就業に係る取組実績等の調査

イ 安全・適正就業に関する好事例等の情報収集と提供



## 4. 今後の課題

県内では刈払機の事故件数が平成2年度から上昇しており、防護ネットの不備が原因の件数も同様に増えております。また車両事故も増加傾向にある為、2か月毎の事務局長会議や、安全・適正就業推進委員会及びSC安全担当者会議（各年2回開催）において安全確認への取組をしっかりとこなうことや、毎月各SCを巡回する安全就業パトロール指導員による取組を継続していくことで安全への意識の向上と事故の減少に取り組んでいきます。

《令和4年度 連合安全就業パトロール実績》

17センター 指導回数116回、現場258箇所

★沖縄県シルバー人材センター連合からの報告でした。  
詳細にわたるご報告、誠にありがとうございました。★



## 自転車に乗る時はご注意を



1月の重篤事故報告（P1.P2）のとおり、自転車に係る重篤事故2件、1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故報告（P3）では、6件と多くの事故が発生してしまいました。  
安全・安心な自転車利用をするためには、

### ★自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～★

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており「車のなかま」です。  
道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心がけましょう。  
また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心掛けましょう。

### ★交通ルール★

#### 自転車安全利用五則（令和4年11月1日交通対策本部決定より）

##### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

そして、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

##### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、横断しましょう。

一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから横断しましょう。

##### 3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

##### 4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

##### 5 ヘルメットを着用

自転車に乗る際のヘルメットの着用について、これまでは13歳未満の子どもを対象に保護者が着用させるよう努めなければならぬとされていましたが、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っています。

また、ヘルメットの着用状況による致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。



# ★みんなでチャレンジ！安全衛生クイズ★

## 第1問

食事とメンタルに関する記述として正しいものは次のうちどれでしょう。

- ア 魚に含まれるEPAやDHA※はメンタルヘルスにも好影響を及ぼすとされている。
- イ ビタミンDの不足はうつ病リスクを高めるとされているが、きのこは日に干すとビタミンDが減ってしまう。
- ウ 日本伝統の緑茶は、リラックス効果はあるものの、メンタル不調の改善とのつながりはない。

(参考：中央労働災害防止協会「美味しい食べてメンタルケア」2022年)

## 第2問

自転車の利用に関する記述として正しいものは次のうちどれでしょう。

- ア 車道寄りの部分であれば、どんなときでも歩道を通行してもよい。
- イ 歩道と車道の区別があるところでは車道通行が原則である。
- ウ 歩道を通行してよい場合であれば、歩行者を優先しなくても罰則はない。

## 第3問

チームや組織づくりの基盤となる概念の一つと捉えられている「心理的安全性」に関する記述として正しいものは次のうちどれでしょう。

- ア チームの中で思っていることを気兼ねなく発言できる状態のこと。
- イ 上司と部下の間で対立することがない状態のこと。
- ウ チームの居心地がよく、アットホームな優しい環境のこと。

(参考：青島未佳「強いチームをつくる！キーワードは「心理的安全性」2023年)

## 答え

第1問 ア きんこは日に干すとビタミンDが増えるので、干しいたけや乾燥くらげなどはビタミンDの摂取に効率的です。また、日本伝統の緑茶には、リラックス効果のほかにもメンタル不調の改善につながる効能があります。必要な栄養素を摂取できているかが良好なメンタルヘルスの維持に関わっているとされているため、必要な栄養素を把握して、調理法などによって効率的に摂取メンタルケアに役立ちます。

第2問 イ 自転車は歩道を通行することができるのは、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるときや、安全確保のためやむを得ない場合などの例外で、車道の通行が原則です。歩道は歩行者が優先にため、例外として歩道を通行する場合は車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げてはなりません。違反した場合は2万円以下の罰金等の罰則があります。

第3問 ア 「心理的安全性」とは、チームの中で思っていることを気兼ねなく発言できる状態のこと、心理的安全性がある組織は「アットホームな組織」ではなく、お互いの意見を率直に出し合うことで目標の達成に向けてより良い結果を導いていける組織だといえます。

## 会員必携安全就業ハンドブック



安全就業の心得をはじめ、仕事別の安全対策などを分かりやすく解説したポケット版の会員必携ハンドブック



変形 B7 判(縦 12.5cm×横 7.6cm) 44 ページ 2014(平成 26)年 6 月発行 以降、増刷対応

○全国版 (10 部以上からの販売)

価格 143 円(税込)、送料実費

○名入れ版 (200 部以上から 50 部単位での販売、名入れ印刷に 1 ヶ月程度のお時間をいただきます)

価格 165 円(税込)、送料実費

## 編集後記

立春を過ぎましたが、春は名のための寒さと思えば、一転桜の季節を越え、GWの暖かさの日もあり、寒暖差がありすぎて服装選びも大変。各地の冬の風物詩にも支障をきたし、スキー場も閉鎖やコースを減しての営業など色々なところに影響がでています。個人の判断となったマスクは都会でも次第にしない人が増えてきたように思います。マスクをするかしないかは個人の判断ですが、剪定作業時に保護帽を被るのは個人の判断ではなく必須です。この 1 年も保護帽さえ被っていれば…と思う事故報告が何件もありました。「自分だけは大丈夫」と思わずに、保護帽は必ず被るようにしてください。もうひと月もしないうちに、桜が咲く季節となります。年度末まであと 1 ヶ月余り、健康に留意され、気を引き締めて安全就業に努めてください。(松山)

テレビで報道番組を観ていたら、コメンテーターが話している最中に司会者が言葉を被せていました。それが 1 度や 2 度ではなく、自分のペースで進めていこうとする姿に呆れ、チャンネルを変えてしまいました。私はお笑い番組が好きなのですが、芸人の場合は話を被せるタイミングが上手なように思います。シナリオがあるからなのか、先読みが上手いのか、話をさえぎったとしても聞いていて嫌な感じがしません。相手の話を展開し面白さを引き出そうとしているからなのではないのでしょうか。それとも発言自体があまり重要ではないので気にならないのかもしれません。私自身、話している途中でさえぎられた経験はあります。その時は不快な気持ちになりムツとしたものです。このことを妻に話したところ、「え？あなたもそうだけど。」と言われ驚きました。そう言われてみると思い当たるふしが……。会話は、相手の表情や、親しい場合は特にその話の傾向までが読み取れるので、話が長い場合などは待ちきれずに自分で勝手に結論付けていたのです。日頃から傾聴の重要性を感じているのに情けない限りです。シルバーの職員さんは会員さん達と複数人でお話しをする機会が多いのではないのでしょうか。その中には会話のキャッチボールの中に入れないままであったり、話し始めても声の大きい人にかき消されたりしている方もいらっしゃるかもしれません。言葉としての、共感、感謝、励まし等のほか、非言語(身振りやしぐさ、顔の表情の動き)で、相手の心に寄り添おうとする気持ちは自然と相手に伝わります。最近は承認欲求という言葉がよく使われますが、誰だって自分の存在を周りに認めて欲しいものです。自分を認めて欲しいと思う前に、周りを認めることから始め、私も一步一步人間性を高めたいと思っていますので、皆さんも共に高めていきましょう。さて、散々話を被せていた私も、今ではそのような人が気になってしかたありません。私が話している時に言葉を被せるのは禁止です(笑)。(高木)